

## 一般信用取引に関する確認書

私は、次の内容を承諾し、私の判断と責任において一般信用取引を行います。

1. 一般信用取引は、制度信用取引と異なり、貴社の自己融資または株券の貸借により行うものであり、証券金融会社の貸借取引制度を利用することはできないこと。  
一般信用取引の建玉を制度信用取引の建玉に変更できること。  
制度信用取引の建玉を一般信用取引の建玉に変更できること。
2. 一般信用取引ができる銘柄は、各取引所上場銘柄のうち貴社の指定する銘柄であること。  
一般信用取引ができる銘柄のうち、貴社は銘柄毎に買建て・売建てのうち一方または双方に制約を設けることができる。
3. 一般信用取引における弁済期限は、貴社が定めることができること。無期限信用取引における弁済期限は、原則として無期限とすること。
4. 一般信用取引の建玉銘柄について、上場廃止・株式併合・合併・株式交換・株式移転等の措置がとられた場合、貴社は、事案毎に貴社が定める期日を弁済期限(信用期日)として設定できること。この際、貴社が定める期日は、売建玉・買建玉で異なる場合があること。
5. 一般信用取引の建玉銘柄について、株式分割・会社分割・種類株付与等により、株主に対し現在および将来における株主権にかかる権利を有償または無償で割当てられる場合(6に定める場合を除く。)、貴社は権利付最終取引日以降、株式分割の分割比率等に応じて一般信用取引の建数量を増加し、建値(約定値段)を減額できること。もしくは、権利落ち後の理論価格および権利処理に伴う手数料を元に貴社が定める権利処理価格を算出し、当該権利処理価格により権利処理を行い、建値を修正できること。  
貴社がいずれの権利処理も行わない場合、貴社は、事案毎に貴社が定める期日を弁済期限(信用期日)として設定するとともに、あらかじめ定めた弁済期限(信用期日)がある場合、これを繰り上げることができること。  
貴社は、貴社の判断で事案毎に権利処理を行うか否か、またいずれの方法による権利処理を行うかを判断できること。
6. 一般信用取引の建玉銘柄について、新株予約権が付与された場合、貴社は買建玉においては当該新株予約権を原則として放棄し、権利処理および建値修正を行わず、建玉を継続させること。これ以外の処理を行う場合には、処理内容について貴社より私に通知すること。売建玉においては貴社が定める期日を弁済期限(信用期日)として設定するとともに、

あらかじめ定めた弁済期限（信用期日）がある場合、これを繰り上げることができる。

7. 貴社は、貴社における株券の調達が困難またはその恐れがあると判断した場合に、一般信用取引における当該銘柄に係る発注済みの新規売注文を失効扱いとする場合があること。また、一般信用取引の売建玉につき、貴社における株券の調達が困難となった場合等は、貴社は、一定の催告期間を設定(ただし、緊急かつやむを得ない事由がある場合は、催告期間を置かないことができる)した上で、貴社が定める期日を弁済期限(信用期日)として設定するとともに、あらかじめ定めた弁済期限（信用期日）がある場合、これを繰り上げることができる。

8. 信用期日の前営業日までに建玉の反対売買または現引、現渡を行うこと。

信用期日の前営業日までに建玉の反対売買または現引、現渡を行わない場合、信用期日当日に貴社の任意で該当建玉の反対売買が行われること。

貴社が反対売買を行うことができない場合、貴社の任意で現引が行われること。

現引により入金が必要となった場合、速やかに入金すること。

9. 信用期日を繰り上げる場合、信用期日を繰り上げる原因の効力発生日等の 1 か月前から新規建てが停止されること。

10. 信用期日を繰り上げる原因の公表が効力発生日等の 1 か月前以降の場合は、公表された日の翌営業日より、新規建てが停止されること。

11. 市場の状況等により注文申込み制限があり、注文を発注できない場合があること。

12. 即日預託等、取引所等による規制措置が発動された銘柄については、一般信用取引の新規建ての受注を制限するほか、発注済みの注文について、注文を失効扱いとする場合があること。

13. 取引所等による規制とかかわりなく、貴社の判断により一般信用取引における新規建てを制限できること。

14. 一般信用取引で買建を行っている場合、金利(変動することができます)を支払う必要があること。

一般信用取引で売建を行っている場合、貸株料(変動することができます)および所定の品貸料を支払う必要があること。

一般信用取引で建玉を建てている際に貴社との間で支払いまたは受取りの生じる金利・品

貸料等の諸経費は、制度信用取引における諸経費と異なること。

一般信用取引で権利確定日を越えて売建玉を建てている際に、貴社に支払う配当落調整額が、制度信用取引における配当落調整額と異なること。

一般信用取引で買建を行っている場合、制度信用取引における貸株超過を理由として発生する品貸料を受取ることができないこと。

一般信用取引の支払諸経費の清算は、決済時に行うこと。

15. 法令・諸規則に変更等があった場合、貴社がその法令・諸規則を遵守する限りにおいてその変更等に同意すること。

16. その他、当確認書に記載されていない事項については、ネットストック信用取引口座設定約諾書およびネットストック信用取引規程に準ずること。

17. 貴社が、この「一般信用取引に関する確認書」の内容を変更する場合には、2週間前までに貴社のホームページで私に告知すること。

2017年11月